（通所・訪問型保護事業及び地域連携・助成事業の届出）

第二十七条の二　法第四十七条の二の規定による届出をして通所・訪問型保護事業又は地域連携・助成事業を営もうとする者は、様式第十四号の二による届出書を法務大臣等に提出するものとする。

2　前項の届出書に添付する書類については、第二十二条第二項（同項第四号及び第五号を除く。）を準用する。この場合において、同項中「宿泊型保護事業」とあるのは、「通所・訪問型保護事業又は地域連携・助成事業」と読み替えるものとする。

第二十七条の四　届出事業者は、事務所又は通所・訪問型保護事業所若しくは地域連携・助成事業所の所在地の表示に変更があったときは、遅滞なく様式第十六号の二による届出書を法務大臣等に提出しなければならない。更生保護法人以外の届出事業者の経営の責任者の住所の異動、改姓又は改名があったときも、同様とする。

2　［略］

（通所・訪問型保護事業及び地域連携・助成事業の廃止の届出）

第二十七条の五　［略］

2　［略］

（事業成績等の報告）

第二十八条　法第五十一条（法第五十六条の二第一項において準用する場合を含む。）の規定による報告は、次に掲げる書類（届出事業者については、第三号に掲げる書類を除く。）を添付した様式第十八号による報告書を法務大臣に提出してするものとする。

［一・二　略］

三　宿泊型保護事業に従事する職員の様式第十九号による職員給与等一覧表

四　［略］

（一時保護事業及び連絡助成事業の届出）

第二十七条の二　法第四十七条の二の規定による届出をして一時保護事業又は連絡助成事業を営もうとする者は、様式第十四号の二による届出書を法務大臣等に提出するものとする。

2　前項の届出書に添付する書類については、第二十二条第二項（同項第四号及び第五号を除く。）を準用する。この場合において、同項中「継続保護事業」とあるのは、「一時保護事業又は連絡助成事業」と読み替えるものとする。

第二十七条の四　届出事業者は、事務所又は一時保護事業所若しくは連絡助成事業所の所在地の表示に変更があったときは、遅滞なく様式第十六号の二による届出書を法務大臣等に提出しなければならない。更生保護法人以外の届出事業者の経営の責任者の住所の異動、改姓又は改名があったときも、同様とする。

2　［同上］

（一時保護事業及び連絡助成事業の廃止の届出）

第二十七条の五　［同上］

2　［同上］

（事業成績等の報告）

第二十八条　法第五十一条（法第五十六条の二第一項において準用する場合を含む。）の規定による報告は、次に掲げる書類（届出事業者については、第三号に掲げる書類を除く。）を添付した様式第十八号による報告書を法務大臣に提出してするものとする。

［一・二　同上］

三　継続保護事業に従事する職員の様式第十九号による職員給与等一覧表

四　［同上］

（帳簿の備付け等）

第二十九条　［略］

2　法第五十六条の二において準用する場合には、前項に定めるほか、次の各号に掲げる方法によることができる。

一　通所・訪問型保護事業を営む者にあっては、前項第二号に定める帳簿につき、「通所・訪問型保護事業用（乙）」を用いることにより、同項第一号の帳簿を省略すること。

二　地域連携・助成事業を営む者にあっては、前項第一号から第三号までの帳簿を省略すること。

3　第一項の帳簿は、その処理が終わった会計年度の翌会計年度の終了まで、次の各号に掲げる事務所に当該各号に定めるものを備え付けなければならない。

一　［略］

二　更生保護施設及び通所・訪問型保護事業所の事務所　その施設又は事業所に係る第一項の帳簿（同項第四号イの帳簿を除く。）

三　［略］

4　［略］

（寄附金の募集の許可申請）

第三十条　［略］

2　［略］

3　寄附金募集者が認可事業者又は届出事業者以外の者である場合は、第一項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　［略］

二　前号に規定する者以外の者にあっては、前項第二号に掲げる書類のほか、寄附金募集者の履歴書、戸籍謄本又は戸籍抄本及びその資産の状況を明らかにする書類

4　［略］

（帳簿の備付け等）

第二十九条　［同上］

2　法第五十六条の二において法第五十二条を準用する場合には、前項に定めるほか、次の各号に掲げる方法によることができる。

一　一時保護事業を営む者にあっては、前項第二号に定める帳簿につき、「一時保護事業用（乙）」を用いることにより、同項第一号の帳簿を省略すること。

二　連絡助成事業を営む者にあっては、前項第一号から第三号までの帳簿を省略すること。

3　第一項の帳簿は、その処理が終わった会計年度の翌会計年度の終了まで、次の各号に掲げる事務所に当該各号に定めるものを備え付けなければならない。

一　［同上］

二　更生保護施設及び一時保護事業所の事務所　その施設又は事業所に係る第一項の帳簿（同項第四号イの帳簿を除く。）

三　［同上］

4　［同上］

（寄附金の募集の許可申請）

第三十条　［同上］

2　［同上］

3　寄附金募集者が認可事業者又は届出事業者以外の者である場合は、第一項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　［同上］

二　前号に規定する者以外の者にあっては、前項第二号に掲げる書類のほか、寄附金募集者の履歴書、戸籍謄本及びその資産の状況を明らかにする書類

4　［同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

様式第二号中「一時保護事業所」を「通所・訪問型保護事業所」に、「連絡助成事業所」を「地域連携・助成事業所」に改める。

様式第三号中「継続保護事業」を「宿泊型保護事業」に、「一時保護事業」を「通所・訪問型保護事業」に、「連絡助成事業」を「地域連携・助成事業」に改める。

様式第四号中「継続保護事業」を「宿泊型保護事業」に改める。